

## 企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 目的

自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度については、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るものである。

美里町としても、本制度の積極的な活用を図り、企業への働きかけを行い、企業版ふるさと納税の寄附獲得を目指していくにあたり、創意工夫により効果的に実施できる者を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を行う。

### 2. 委託業務の概要

#### (1) 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（以下「本業務」という。）

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### (3) 業務内容

別紙「企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 委託金額

成果報酬型：寄附金額×受託料率（1円未満の単数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

なお、受託料率は10%以内とする。

#### (5) 本業務委託にかかる令和4年度予算額

110千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、成果報酬による委託料が予算額を超えると見込まれる場合は、町は補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を進めるものとする。

### 3. プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募により行う。

### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件の全てを満たすこととする。

(1) 租税公課の滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始

- の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

## 5. 契約締結までのスケジュール（予定）

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和4年10月3日（月）
質問書の提出期限	令和4年10月14日（金）午後5時
質問に対する回答の公表	令和4年10月18日（火）
参加書等の提出期限	令和4年10月24日（月）午後5時
書類審査	令和4年10月25日（火）～27日（木）
審査結果の通知	令和4年10月下旬
契約締結及び業務開始	令和4年11月上旬

## 6. 契約候補者選定にあたっての提出書類等

- (1) 提出書類 ※副本については、写し可とする。

No.	書類名	提出部数
1	参加書兼誓約書（第1号様式）	1部
2	会社概要（第2号様式）	4部
3	類似業務請負実績書（第3号様式）	1部
4	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。）	1部
5	国税及び地方税の滞納がないことの証明書又はその写し（提出期限から6か月以内のものに限る。）	1部
6	提案書（※下記「提案書の作成方法」を参照）	4部
7	参考見積書（第4号様式） ※見積金額の内訳書についても添付をすること。	正本：1部、副本：3部

### ◆提案書の作成方法◆

#### ①様式

提案書の様式は自由とする。表紙を含みA4版で20枚以内（両面印刷可）にまとめ製本すること。（製本の体裁は自由とする。）

#### ②構成・内容

提案書は別添仕様書の内容を踏まえながら、以下に記載された項目順で記載し作成すること。

《提案書記載項目》

項目 1：基本的事項

- ・会社の概要 など

項目 2：マッチングの提案

- ・提案のポイントや自社の強み
- ・寄附見込企業へのアプローチ方法や発注者とのマッチング方法 など

項目 3：セキュリティ体制

- ・個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制 など

項目 4：サポート体制

- ・寄附見込企業からの各種問合せへ対応 など

項目 5：類似業務受託実績

- ・他自治体における受託実績及び寄附件数・金額 など

項目 6：スケジュール

- ・業務開始に向けたスケジュールの提示

項目 7：その他（自由提案）

- ・その他 PR ポイント など

(2) 提出方法

持参または郵送とし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1

美里町役場 総合政策課財政係

(4) 提出期限

令和4年10月24日（月）午後5時 必着

(5) 提出書類等の取り扱い

ア. 提出された提案書等は返却しない。また、提案書等は契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

イ. 提出された提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。

ウ. 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。

(6) 質問及びそれに対する回答の方法等

本企画提案に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。ただし、参加申込書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

なお、共同企業体の場合は、代表企業が取りまとめて質問書を提出すること。

- ア. 提出書類 質問書（様式5）
- イ. 提出期限 令和4年10月14日（金）午後5時まで
- ウ. 提出方法 電子メールで提出すること。  
電子メール以外による質問には応じない。  
なお、送信後は到達の確認を必ず行うこと。
- エ. 送付先 zaisei@town.saitama-misato.lg.jp
- オ. 質問の回答 令和4年10月18日（火）までに美里町ホームページに掲載する。

## 7. 選定及び結果の通知

提案書に記載を求めた各項目について、提案書の内容、参考見積書の金額を総合的に審査し、契約候補者を選定する。なお、契約候補者は複数者選定する場合がある。

選定の結果については、令和4年10月下旬に参加者に対して文書で通知する。

## 8. 契約について

- (1) 契約候補者と交渉が成立した場合において、美里町契約規則の規定により業務委託契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。
- (4) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す場合がある。

## 9. 問合せ先

美里町役場 総合政策課財政係

電話：0495-76-1114

FAX：0495-76-0909

メール：zaisei@town.saitama-misato.lg.jp